

前橋市景観資産登録制度について

都市計画課

1 制度概要

(1) 制度主旨

本市の良好な景観形成に寄与する建造物や構造物、樹木などについて、本市が誇るべき景観資産として登録し、市内外への周知を図るとともに、それらの維持管理状況を把握するための仕組みとして令和元年度に制度化したものの。

(2) 制度立案の経緯

- 平成26年度 景観重要建造物悉皆調査業務を実施

景観重要建造物の指定に向けて指定候補の絞り込みを行った。

[調査対象建造物] 市内の神社仏閣を除く約5,000件の和風建築物

※文化財保護法による保全措置が講じられている建物は対象外

[評価項目] 築年数、通りからの視認性、保全状態、外観の印象等

- 平成27・28年度 景観重要建造物詳細調査業務を実施

上記調査により抽出された景観重要建造物指定候補物件について、詳細調査を行った。

[調査対象建造物] 14件

⇒ 結果として、景観重要建造物の指定には至らなかったが、景観形成に資する建物の情報を継続的に把握・追跡するため、権利制限を伴わない緩やかな仕組みとして、本登録制度を提案した。

(3) 登録対象

・風景と視点場	本市の良好な景観形成をあらわす風景と、それらを望見できる道路等公共の視点場
・建造物等	歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、道路等公共の場所から望見することができる、地域の良好な景観形成に寄与するもの
・樹木	道路等公共の場所から望見ことができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等

(4) 登録後の関わり方

① 登録資産の現状把握

年に一度、所有者から登録資産の現状報告を行ってもらうことで、市との継続的な関係性を築く。登録事項に変更がある場合は、随時、市に報告をすることとする。

② 景観アドバイザーの利用推進

登録資産の外観を変更しようとする場合等、必要に応じて所有者に対し景観アドバイザー制度を利用するよう勧める。

③ 登録資産の周知

本市が誇るべき景観資産として、市ホームページやさーちずまえばしへの掲載、パンフレット作成により市内外への周知を図る。

⇒ 登録景観資産の維持管理状況を把握することで、適切な支援措置が可能となり、他法令による上位制度への昇格も期待される。

2 令和元年度登録物件

①敷島浄水場 (敷島町)	⑥阿久沢家住宅 (柏倉町)	⑪群馬会館 (大手町二丁目)	⑯広瀬川河畔と柳橋
②小林邸 (小坂子町)	⑦鈴木邸 (粕川町深津)	⑫松山医院 (大手町二丁目)	⑰広瀬川河畔と比刀根橋
③小池邸 (青梨子町)	⑧臨江閣 (大手町三丁目)	⑬前橋市芸術文化れんが蔵 (三河町一丁目)	
④立見邸 (総社町高井)	⑨旧安田銀行担保倉庫 (住吉町二丁目)	⑭群馬大橋 (石倉町)	
⑤旧本間酒造 (総社町総社)	⑩群馬県庁昭和庁舎 (大手町一丁目)	⑮老舗三俣せんべい本店 (三俣町)	

※①～⑮：建造物等、⑯⑰：風景と視点場

3 令和2年度景観資産募集について

(1) 募集方法

公募制で景観資産の募集を行う。

- 建造物等・樹木 [申請] …所有者本人からの申請に限る。
- 風景と視点場 [推薦] …誰でも応募することができる。

(2) スケジュール

6月 募集要項の公表

9月 募集締切

12月 景観審議会による審査・登録決定

以上